平成２１年（フ）第８号
兵庫県たつの市揖保町山下466―１、住民票上の住所兵庫県姫路市白浜町乙62番地
債務者　三宅　　章
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５３号
兵庫県たつの市揖西町北山324番地
債務者　山本　邦彦
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第２０５号
山口県下関市秋根本町２丁目10番30―603号グリーンマンション、前住所京都市伏見区石田西ノ坪１番地
債務者　尾崎　明彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
山口県下関市秋根本町２丁目10番30―603号グリーンマンション、前住所京都市伏見区石田西ノ坪１番地
債務者　尾崎　和美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
山口県下関市彦島福浦町２丁目８番13号、前住所山口県下関市彦島老町３丁目２番９号
債務者　岡本　一郎
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
山口県下関市丸山町１丁目10番５号
債務者　井上　秀子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第９０号
福岡県直方市大字中泉1158番地１
債務者　奥田こずゑ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第６７号
福岡県直方市大字下新入606番地２
債務者　松尾　千枝（旧姓杉尾）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第７４号
福岡県直方市大字山部822番地１
債務者　早川　明美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第３９１号
大分市大字皆春108番地の２コスモシティ皆春1006
債務者　後藤　邦枝
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９号
沖縄県石垣市字登野城175番地　セレクトＦ１―Ａ
債務者　多良間初枝
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第３３２号
青森市浪館前田１丁目22番22号
債務者　高橋　道雄
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
青森市浪館前田１丁目22番22号
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８１号
岩手県花巻市星が丘１丁目31番２号
債務者　菊池千津子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第２８２号
秋田市牛島東７丁目19番29号
債務者　打矢　望浩
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３５号
福井県鯖江市新町第２号21番地　Ｂ―405
債務者　[redacted]崎　智美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
福井県坂井市丸岡町南横地第５号１番地14アロンジェＹ　102号室、旧住所福井県坂井市丸岡町南横地第５号９番地13
債務者　澤野　和雄
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係